

## 食品安全情報（化学物質） No. 7/ 2015 (2015. 04. 01)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部  
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

### <注目記事>

#### 【WHO-IARC/BfR】 5つの有機リン殺虫剤及び除草剤の IARC 評価について

世界保健機関（WHO）の一機関である国際がん研究機関（IARC）が、除草剤グリホサート、殺虫剤マラチオン、ダイアジノン、テトラクロルビンホス及びパラチオンの発がん性に関する定性評価を行い、評価の結論とその根拠に関する簡単な説明が *The Lancet Oncology* でオンライン発表された。評価の結論は次の通り。詳細は IARC モノグラフ 112 巻として発表される予定である。

- ✓ 除草剤グリホサート、殺虫剤マラチオン、ダイアジノンは、ヒトに対しておそらく発がん性がある(Group 2A)
- ✓ 殺虫剤テトラクロルビンホス、パラチオンは、ヒトに対して発がん性のある可能性がある (Group 2B)

この評価の結論について、特にグリホサートが Group 2A に分類されたことに多くの疑問が投げられている。EU の農薬再評価においてグリホサートの評価書作成を担当しているドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR）は、この結論に驚きを示し、EU の再評価、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）や米国環境保護庁（EPA）の評価ではグリホサートには発がん性はないと結論していることを述べるとともに、結論の根拠についての BfR の考えを発表した。

\*ポイント： このニュースは、信頼性が高い評価機関の一つである IARC の発表であったこと、グリホサートは世界中で大量に使用されている除草剤であること、他の信頼性が高い JMPR や EU 等の評価では全てがヒトへの発がん性はない（動物での発がん性、標準試験の遺伝毒性がないことに基づく）と判断していることから大きな話題になっています。グリホサートに関する毒性資料は製造企業の試験報告も含めて他の農薬と比べると非常に多く存在するにも関わらず、その一部しか評価に用いられていないのではないかと指摘されています。IARC の結論の根拠について、現時点でどのような点に疑問が持たれているのかは BfR の記事を読んでいただくと理解しやすいと思います。評価内容の詳細がまとめられた IARC モノグラフ 112 巻が公表された後にはさらに大きな議論が巻き起こると予測されるので、現時点では今回の IARC の発表だけでグリホサートの発がん性を単純に決めつけずにモノグラフの発表とその後の議論を待った方が良さそうです。

#### 【FDA】 FDA は Arctic リンゴと Innate ポテトは食べても安全と結論

米国食品医薬品局（FDA）は、Okanagan Specialty Fruits 社の 2 つの遺伝子組換えリンゴと J. R. Simplot Company 社の 6 つの遺伝子組換えジャガイモの評価を完了し、これらの食品は通常のものと同程度に安全で栄養があると結論した。

\*ポイント： 切った後に褐変しないリンゴと、黒い斑点状の変色が少なくアクリルアミドの生成源となるアスパラギンや還元糖の量が少ないジャガイモです。実際に販売されるのかは表示の仕方などの問題を解決した上で企業の判断によりますが、食品安全上の問題については現時点ではこれ以上疑問はないと FDA は述べています。

## 目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

### [【WHO】](#)

1. 国際がん研究機関（IARC）

### [【EC】](#)

1. 内分泌攪乱物質：委員会は関係者との対話を強化する
2. 食品添加物に関する規制(EC) No 1333/2008 の付属文書 II パート E の食品分類説明のガイダンス文書
3. 食品獣医局（FVO）査察報告書：ロシア、マルタ、オーストラリア
4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

### [【EFSA】](#)

1. スモールハイブビートルの診断とリスク管理の選択
2. キノリンイエロー(E104)についての詳細暴露評価

### [【FSA】](#)

1. アスパルテームの研究知見発表
2. 地方当局向け評価ガイダンス
3. 英国複数年次全国コントロール計画の延長発表
4. FSA 理事会の様子がオンラインで提供された

### [【NHS】](#)

1. Behind the headlines：研究がアスパルテーム過敏症に疑問を投げかける

### [【BfR】](#)

1. ナノ物質の安全性はどのように確認できるのか？
2. 2015年3月2日の REACH 登録におけるデータの利用可能性に関するワークショップのプレゼンテーション概要
3. オミクス法：物質のごく低用量での影響をよりよく予測するために
4. グリホサートに発がん性？

### [【RIVM】](#)

1. 食品汚染物質のエピゲノム修飾影響を調べるための二つのモデルの可能性：ゼブラフィッシュ胚と間葉幹細胞

### [【ANSES】](#)

1. 銀ナノ粒子への暴露：知識更新
2. ANSES は 2015 年の作業の優先順位を提示

### [【FDA】](#)

1. FDA は Arctic リンゴと Innate ポテトは食べても安全と結論
2. 消費者向け情報：「ラテックスフリー」に騙されないで
3. FDA は FSMA 履行戦略についての公聴会を開催する
4. 食中毒の寄与推定の改善方法についてのウェブキャスト記録公開
5. 公示
6. 警告文書

### [【EPA】](#)

1. EPA は塗料やコーティング除去に使用されている化合物の最終リスク評価を発表
2. EPA は市販されているナノスケール物質について報告と記録要求を提案/EPA は既に使用されているナノスケール化合物の健康と安全性情報を収集するために初めて TSCA 権限をつかう

### [【FTC】](#)

1. FTC は Lane Lab の AdvaCAL カルシウムサプリメントを購入することでお金を失った消費者に約 955,000 ドルの返金小切手を送付している

### [【CFIA】](#)

1. 企業向け通知 食品部門の表示コンプライアンスを支援するウェブベースの企業向け表示ツール

2. 食品リコール警告（アレルギー）－表示されていないアーモンドによる挽いたクミンリコール

【FSANZ】

1. 食品基準通知

【香港政府ニュース】

1. 禁止された日本食品の輸入調査

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 食用タール色素、食品中の使用量を制限する
3. ペットボトル移行懸念の有害物質の安全なレベル
4. カドミウムが基準超過で検出された輸入「ワラビ」回収措置

【HSA】

1. HSA は人々に対しオンラインで販売されていた強力な西洋薬成分を含む 8 つの違法健康製品について警告

【その他】

- ・食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・（ニューヨーク司法長官プレスリリース）A.G. Schneiderman は GNC と、重要なハーブサプリメント改革を実施する合意を発表
- ・（EurekAlert）農薬はミツバチのコロニー減少の単一原因ではない
- ・（ProMED-mail）食中毒 インド（第 2 報）：（アッサム）、RFI
- ・（ProMED-mail）食中毒 ナイジェリア：（EB）キャッサバ疑い

---

● 世界保健機関（WHO : World Health Organization） <http://www.who.int/en/>

1. 国際がん研究機関（IARC）

● 世界のがん：発生、原因そして予防への道筋

Global Cancer: Occurrence, Causes, and Avenues to Prevention

<http://www.iarc.fr/conference2016/>

IARC の 50 周年記念会議。2016 年 6 月 7-10 日フランスで開催予定。

● モノグラフオンライン発表

Volume 108 (2014) Some Drugs and Herbal Products

<http://monographs.iarc.fr/ENG/Monographs/vol108/index.php>

モノグラフ 108 巻のうちの一部、アロエベラ、イチョウ、ゴールドデンシール、カバ、プレゴン、ピオグリタゾンとロシグリタゾン、ジゴキシンについて。残りについてはまもなく発表予定。

● 五大陸のがん発症率

Cancer Incidence in Five Continents Vol. X

<http://www.iarc.fr/en/publications/pdfs-online/epi/sp164/>

PDF オンラインで公表。

## ● IARC モノグラフ 112 巻：5つの有機リン殺虫剤と除草剤の評価

IARC Monographs Volume 112: evaluation of five organophosphate insecticides and herbicides

<http://www.iarc.fr/en/media-centre/iarcnews/pdf/MonographVolume112.pdf>

最終評価の要約と短い根拠を The Lancet Oncology にオンライン発表した。

### 評価の結果は？

- ✓ 除草剤グリホサート、殺虫剤マラチオン、ダイアジノンは、ヒトに対しておそらく発がん性がある (Group 2A)
- ✓ 殺虫剤テトラクロロビンホス、パラチオンは、ヒトに対して発がん性のある可能性がある (Group 2B)

### IARC 評価の科学的根拠は？

テトラクロロビンホス及びパラチオンの Group 2B 分類は、実験動物でがんを誘発するという説得力のある根拠に基づく。

マラチオンについては、ヒトでの前立腺がんと非ホジキンリンパ腫に関する限定的根拠がある。ヒトでの根拠は米国、カナダ、スウェーデンでの 2001 年以降に発表された主に農業における暴露での根拠である。マラチオンは齧歯類での試験で腫瘍を誘発する。マラチオンは DNA と染色体に傷害を与えホルモン経路をかく乱する。

ダイアジノンについては、ヒトでの肺がんと非ホジキンリンパ腫に関する限定的根拠がある。ヒトでの根拠は米国、カナダでの 2001 年以降に発表された主に農業における暴露での根拠である。またダイアジノンが DNA や染色体傷害を誘発する強い根拠があることにも基づく。

グリホサートについては、ヒトでの非ホジキンリンパ腫に関する限定的根拠がある。ヒトでの根拠は米国、カナダ、スウェーデンでの 2001 年以降に発表された主に農業における暴露での根拠である。さらにグリホサートは実験動物でがんを誘発する可能性があるという信頼できる根拠がある。マウスでの腫瘍に基づいて US EPA は当初 1985 年にグリホサートをヒト発がん性の可能性がある (グループ C) と分類していたが、後にそのマウス試験を再評価して 1991 年にヒト発がん性の根拠はない (グループ E) に分類を変更した。EPA の科学助言委員会は再評価されたグリホサートの結果は IARC の前文で推奨されている 2 つの統計学的検定を用いると有意ではあると注記している。IARC のワーキンググループは米国 EPA の報告書での有意と、いくつかの細菌の陽性の結果から、実験動物での発がん性の根拠は十分であると結論した。グリホサートは細菌を使った試験では陰性であるが、ヒト細胞では DNA と染色体に傷害を与える。地域住民についての一つの研究では、近所でグリホサート製剤が散布された後で染色体傷害の血液マーカー (小核) の増加が報告されている。

### どうやって人々が暴露される？

テトラクロロビンホスは、EU では禁止されている。米国では家畜やのみ取り首輪を含む

ペットに使用されている。他国での使用に関する情報は無い。

パラチオンは、1980年代以降厳しく制限されている。2003年までにEUと米国では全ての認可は廃止されている。

マラチオンは、現在も農業や公衆衛生、住宅の昆虫コントロールに使用されている。世界中で相当量が生産され続けている。労働者はマラチオンの製造や使用の際に暴露される可能性がある。一般人の暴露は主に散布される近所に居留すること、家庭内使用、食事由来で低い。

ダイアジノン、農業や自宅あるいは庭の昆虫管理に使用される。生産量は比較的少なく2006年以降米国とEUで使用制限されたためさらに減っている。他国での使用に関する情報は少ない。

グリホサートは、現在除草剤として世界で最も多く生産されている。世界中で最も多く使用されているのは農業である。農業での使用は、グリホサート耐性遺伝子組換え作物の開発以降急激に増加している。グリホサートは森林、都市部、家庭でも使用されている。グリホサートは散布中の空気や水、食品から検出されている。一般人の主な暴露源は散布される近所に居留すること、家庭内使用、食事由来で観察されている量は一般的に低い。

#### グループ 2A とグループ 2B は何を意味する？

グループ 2A は、その物質がおそらく (probably) ヒト発がん性があることを意味する。この分類はヒトでの発がん性についての限定的根拠 (Limited evidence) と実験動物での発がん性についての十分な根拠があるときに使われる。Limited evidence というのはその物質の暴露とがんの間に正の関連が観察されているが、その知見は他の説明 (偶然、バイアス、交絡) が排除できないことを意味する。このカテゴリーはヒトでの発がん性についての根拠は限られているが発がんメカニズムについての強力なデータがある場合にも使われる。

グループ 2B は、その物質がヒト発がん性の可能性がある (possibly) ことを意味する。グループ 2B はしばしばその物質が実験動物ではがんを誘発する信頼できる根拠があるがヒトの発がん性についてはほとんどあるいは全く情報がないことを意味する。

#### 何故 IARC はこれらの農薬を評価したのか？

IARC モノグラフ計画では多数の農薬を評価してきた (アントラキノン、ヒ素及びヒ素化合物)。しかしながら広く使用されている多くの農薬について相当な新しいデータが入手できるようになってきた。2014年に科学者と政府の国際助言委員会が数十の農薬の評価を行うよう薦めた。その助言に従って IARC は 5 つの有機リン農薬について新たに評価あるいは評価を更新した。

\*テトラクロロビンホス、パラチオン、マラチオン、ダイアジノン、グリホサートのがん原性

Carcinogenicity of tetrachlorvinphos, parathion, malathion, diazinon, and glyphosate  
Kathryn Z Guyton et al.,

*The Lancet Oncology*, Published Online: 20 March 2015

[http://www.thelancet.com/journals/lanonc/article/PIIS1470-2045\(15\)70134-8/abstract](http://www.thelancet.com/journals/lanonc/article/PIIS1470-2045(15)70134-8/abstract)

---

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

[http://ec.europa.eu/food/food/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm)

### 1. 内分泌攪乱物質：委員会は関係者との対話を強化する

Endocrine Disruptors: Commission steps up dialogue with stakeholders

25-03-2015

[http://ec.europa.eu/dgs/health\\_food-safety/dyna/enews/enews.cfm?al\\_id=1585](http://ec.europa.eu/dgs/health_food-safety/dyna/enews/enews.cfm?al_id=1585)

欧州委員会は内分泌攪乱物質の定義についての2015年2月2日のパブリックコメント募集に対する27,087件の意見を公表し、定義の提案のための影響評価について情報を提供する一連の円卓会議を行うことを発表する。

この提案の背景となるロードマップも提供する。

[http://ec.europa.eu/smart-regulation/impact/planned\\_ia/docs/2014\\_env\\_009\\_endocrine\\_disruptors\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/smart-regulation/impact/planned_ia/docs/2014_env_009_endocrine_disruptors_en.pdf)

### 2. 食品添加物に関する規制(EC) No 1333/2008 の付属文書 II パート E の食品分類説明のガイダンス文書

Guidance document describing the food categories in Part E of Annex II to Regulation (EC) No 1333/2008 on Food Additives

27-03-2015

[http://ec.europa.eu/food/food/fAEF/additives/guidance\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/fAEF/additives/guidance_en.htm)

添加物は対象とする食品毎に認可されるため、その食品カテゴリーについて説明したものの。

### 3. 食品獣医局 (FVO) 査察報告書

● ロシアー生きた動物及び動物製品の、動物用医薬品を含む残留物質及び汚染物質のコントロールの評価

RU Russian Federation - evaluate the control of residues and contaminants in live animals and animal products including controls on veterinary medicinal products

[http://ec.europa.eu/food/fvo/rep\\_details\\_en.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2014-7031](http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2014-7031)

2014年6月16～27日にロシア連邦で実施された査察。概して、動物由来食品の残留物管理システムと動物用医薬品の認可、流通、使用にはまだかなり欠点があり、EU規則に完全に沿う保証ができない。残留モニタリング計画では改善されているものの、EUの要求に

沿うのは難しい。2011年には残留管理の効果は多くの要因により信用を無くしているが、フォローアップ対応の適時性は改善され、この目的のための新情報ツールが開発され適用された。動物用医薬品に関しては、EUと認可の取組みは異なるが、残留限度は徐々に調整されている。医薬品の使用や流通管理の実施で改善がみられるものの、他の関税同盟国で認可されている動物用医薬品の自由な市販流入により、EUでは認可されていない物質の残留物が生じる可能性は増している。

- マルターオーガニック製品とその表示

MT Malta - Organic production and labelling of organic products

[http://ec.europa.eu/food/fvo/rep\\_details\\_en.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2014-7300](http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2014-7300)

2014年10月14～17日にマルタで実施された、オーガニック製品とその表示の管理評価に関する査察。2014年に当局はオーガニック製品管理システムを効果的に機能するための適切な対策を講じ始めた。査察ではオーガニック管理者の登記、輸入管理、不十分な強制措置に関する欠点を確認された。

- オーストラリアー公衆衛生ーオーガニック製品

AU Australia - Public Health - Organic Production

[http://ec.europa.eu/food/fvo/rep\\_details\\_en.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2014-7122](http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2014-7122)

2014年6月16～27日にオーストラリアで実施されたオーガニック製品規制適用評価に関する査察。適正機関は資金不足により国家対策で想定された管理レベルを実施できていない。全体として輸出証明の信頼性に影響を与える農業部門の管理は連続性と一貫性に欠けている。管理団体による管理者の査察には限界はあるものの、改善しようとしており、より詳細で重点的なチェックリストと報告テンプレートが開発されている。

#### 4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

[http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff\\_portal\\_database\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm)

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2014年第12週～第13週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

\*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

\*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

#### 警報通知 (Alert Notifications)

スペイン産冷凍メカジキの水銀(2.5 mg/kg)、ハンガリー産黍団子及び有機黍団子のアト

ロピン(0.304 mg/kg ; 0.481 mg/kg)及びスコポラミン(0.358 mg/kg ; 0.533 mg/kg)、オランダ産有機全卵粉末のエンロフロキサシン(49; 38 µg/kg)未承認、アイルランド産イガイの下痢性貝毒(DSP) (200 µg/kg)、タイ産タマリンドキャンディーの亜硫酸塩非表示(1260 mg/kg)、スペイン産ブルーベリージャムの亜硫酸塩非表示(34 mg/kg)、スウェーデン産ビタミン B6 のビタミン B6 高含有(50 mg/カプセル)、ドイツ経由スリランカ産ナツメグ穀粒のオクラトキシン A (42.5 µg/kg)、中国及びドイツ産ビワのスズ(339 mg/kg)、ギリシャ経由中国産ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 61.1; Tot. = 78.5 / B1 = 83.7; Tot. = 107.7 µg/kg)、オランダ産有機全卵粉のトリメトプリム・スルホンアミド・エンロフロキサシン及びトルトラズリル(9; 89 µg/kg)未承認、ベルギー経由カナダ産小麦のオクラトキシン A (18 µg/kg)、オランダ経由中国産乾燥海藻のヨウ素高含有(33 mg/kg)、など。

#### 注意喚起情報 (information for attention)

アフガニスタン産ピスタチオのアフラトキシン(B1 = 27.9; Tot. = 31.5 µg/kg)、原料メキシコ産のスペイン産解凍マグロステーキのヒスタミン(2692.18 ~4703.60 mg/kg)、スペイン産チルドマグロの硝酸ナトリウム(E251) (153 mg/kg)未承認、タイ産ブロッコリーのクロルピリホス(0.39 mg/kg)・アセタミプリド(0.064 mg/kg)・アミトラズ(0.086 mg/kg)及びフルベンジアミド(0.026 mg/kg)、トルコ産ウンシュウミカンのビフェニル(33.1 mg/kg)、イスラエル産ミントのエンドスルファン(0.17 mg/kg)・ホルメタネート(0.12 mg/kg)・イミダクロプリド(25 mg/kg)・未承認物質カルボフラン(11.43 mg/kg)及びクロルフルアズロン(2.6 mg/kg)、米国産ミネオラの未承認物質カルバリル(2.4 mg/kg)、米国産食品サプリメントのビタミン D 高含有(D3: 125 µg/一日量)、スペイン産チルドメカジキフィレの水銀(2.06 mg/kg)、スリナム産 bitawiri bitter greens (*Cestrum latifolium*)の未承認物質カルベンダジム(9.4 mg/kg)、スペイン産チルドメカジキフィレの水銀(1.8 mg/kg)、ベトナム産生鮮チリの未承認物質カルボフラン(0.16 mg/kg)、タイ産塩漬けラッディシュの安息香酸(E210)高含有(6000 mg/kg)、南アフリカ産ピーナッツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 8.5; Tot. = 60 µg/kg)、タイ産ネギの未承認物質カルボフラン(0.034 mg/kg)、ベトナム産キャベツの未承認物質カルボフラン(0.04 mg/kg) 及びクロルフルアズロン(0.1 mg/kg)、など。

#### フォローアップ用情報 (information for follow-up)

イタリア産マス用飼料及び完全飼料に反芻動物の DNA の存在、フランス産シリコンブラシの有機揮発成分高含有(0.78 %)、米国産プランテン粉のアルミニウム高含有(31 mg/kg)、イタリア産飼料用魚肉に反芻動物の DNA の存在、など。

#### 通関拒否通知 (Border Rejections)

トルコ産ソーセージの皮の禁止物質ニトロフラン(代謝物質)ニトロフラゾン(SEM) (1.54 µg/kg)、タイ産チリペッパーのエチオン(0.047 mg/kg)及び未承認物質カルバリル(0.056 mg/kg)、トルコ産オレンジの未承認物質カルベンダジム(0.490 mg/kg)、ドラゴンフルーツのイプロジオン(0.12 mg/kg)及び未承認物質カルベンダジム(0.22 mg/kg)、ドミニカ共和国産ササゲのフィプロニル(0.011 mg/kg)、中国産緑茶のアントラキノン(0.18 mg/kg)、イラン産ピスタチオのアフラトキシン(B1 = 75; Tot. = 88.2 µg/kg ; B1 = 95.7; Tot. = 113)、中国産

食品サプリメントの未承認物質 5-ヒドロキシトリプトファン(5-HTP)の存在、イスラエル経由インド産コーシャナツメグ穀粒の未承認施設での照射、トルコ経由イラン産ピスタチオのアフラトキシン(B1 = 135.39; Tot. = 187.54 / B1 = 125.13; Tot. = 188.18 µg/kg)、ブラジル産ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 74 µg/kg)、トルコ産パプリカのホルメタネート(1.074 mg/kg ; 0.061 mg/kg)、モロッコ産茶のアセタミプリド(0.12 mg/kg)及びイミダクロプリド(0.16 mg/kg ; 0.19 mg/kg)、中国産バーベキューセット(0.2 mg/kg)及びナイフセット(1.7 mg/kg)からのクロムの溶出、中国産ピーナッツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 40.5; Tot. = 74.3 µg/kg)、ニカラグア産生姜の残留農薬(シプロコナゾール 0.4 mg/kg)、ウクライナ産冷凍ラズベリーの鉛高含有(0.38 mg/kg)、トルコ経由イラン産殻付きピスタチオのアフラトキシン(B1 = 170.7; Tot. = 186.6 µg/kg)、ペルー産赤いブドウのエテホン(2.9 mg/kg)、ガンビア産ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 50.5; Tot. = 64.4 / B1 = 70.2; Tot. = 90.5 µg/kg)、食品と接触する物質としての使用にふさわしくない中国産皮むき器(ステンレススチール AISI 201)、韓国産高麗人参強壯剤の未承認新規食品成分イカリソウ、インド産米の未承認物質カルベンダジム(0.04 mg/kg)、トルコ産オレンジの未承認物質カルベンダジム(0.514 mg/kg)、トルコ産ガーキン (小さいキュウリ) のホルメタネート(0.887 mg/kg)、トルコ産レモンのビフェニル(0.461 mg/kg)、ズッキーニのクロフェンテジン(0.072 mg/kg)、など。  
その他アフラトキシン等多数

---

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

[http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa\\_locale-1178620753812\\_home.htm](http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm)

1. スモールハイブビートルの診断とリスク管理の選択

Small hive beetle diagnosis and risk management options

EFSA Journal 2014-00876[28 pp.]. 17 March 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4048.htm>

罌を使用し刈り取った農作物やミツバチの巣の目視検査はスモールハイブビートル(SHB)の存在検査をすることを推奨する。SHB の存在をほのめかす何らかのスクリーニングテスト結果や観測結果が確認されるはずだ。無生物ミツバチ製品や養蜂装置の使用により SHB を根絶するために、加熱、凍結、照射などの処置は適用可能だが、ミツバチを死なせたり SHB を繁殖させるような生きた材料は適用できない。ミツバチや生きている幼虫を飼育するのにあたり、機械制御、化学的・生物学的処置、良い養蜂慣習の適用により、ミツバチの巣にはびこる SHB の予防、管理、削減を達成することができる。SHB の影響のある地域で監視を行うことと、国際的な健康証明認証システムにより農作物の輸送中や到着地で害虫が発生しないよう管理することは効果的で実行可能である。もしも被害を避けるために十分な予防措置を取らないと、この 2 つの手段の間に自由に飛行する害虫はミツバ

チや製品にはびこるので、これは健康チェックと生産地から離れることとの間の遅延に強く頼んでいる。もし SHB が出現後ごく初期に発見され、まだ広まっていないのであれば、管理されたミツバチの集団や農作物から害虫を完全に管理するために適用できる入手可能なリスク緩和方法がないので、害虫が更に広がるのを防ぐために SHB 検出後厳密にすぐに根絶手段をとることを推奨する。考慮される区域で根絶が実行可能な選択ではないと考えられる時には、SHB 被害の予防、管理、削減するためにあらゆる手段を実行することを推奨する。野生化した集団で大群で存在する SHB の検査では、考慮される地域の害虫を根絶するための実現可能な情報がリスク管理者に提供されるだろう。

## 2. キノリンイエロー(E104)についての詳細暴露評価

Refined exposure assessment for Quinoline Yellow (E 104)

EFSA Journal 2015;13(3):4070 25 March 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4070.htm>

規則(EC) No 1333/2008 の付属文書 II の改訂を受けて、EFSA は食用色素としてのキノリンイエロー (E104) の詳細暴露評価を依頼された。EFSA には、キノリンイエローが認可されている 28 食品カテゴリー中 6 カテゴリーの使用量と 6266 の分析結果が報告された。この声明で発表されたキノリンイエロー(E104)の暴露推定量は、現在認可されている最大許容量 (Maximum Permitted Levels : MPLs) と分析結果を EFSA の包括的食品摂取データベースで得られた食品摂取量データと合わせて検討した。EFSA による評価では、3つのシナリオが検討された。(1)MPLs に基づく暴露推定量、(2)ブランドにこだわる詳細暴露シナリオ、(3)ブランドにこだわらない詳細暴露シナリオ。キノリンイエロー(E104)の平均及び高用量の暴露推定量は、3つのシナリオの全集団において ADI 以下であった。

---

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

## 1. アスパルテームの研究知見発表

Aspartame study findings published

19 March 2015

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2015/13719/aspartame-study-findings-published>

FSA は本日 Hull York 医科大学により行われたアスパルテームを食べて症状が出ると申告している人々とそうでない人々での反応を比較した研究の知見を発表した。この研究はピアレビューのあるオープンアクセス雑誌 PLOS ONE に発表された。

この研究ではアスパルテーム過敏症だと自己申告している人々がアスパルテームを含む/含まないシリアルバーを食べた後の反応に差はないと結論した。この研究では心理学的検

査、臨床観察、臨床生化学、メタボロミクス（代謝の過程で生じる小分子の科学的研究）を含む各種要因を調べている。

この論文は COT が 2013 年 12 月にレビューし、「この結果は公衆衛生保護のためになんらかの対応が必要であることを示さない」と結論している。

FSA の主任科学アドバイザー Guy Poppy は「最良の科学的根拠はアスパルテームが安全に食べられることを示しているものの、多くの人々がアスパルテームを含む食品や飲料を摂取すると有害反応が生じると報告している。この説話的根拠のために、報告されている影響をさらに調べるのが適切であった。アスパルテームは既に認可された添加物であるため Hull/York 研究はアスパルテームの全体的安全性を評価するためのデザインではない」という。

この研究ではアスパルテームを食べると反応すると報告した人々と問題なく食べるという同等の対象者とをリクルートした。この種の研究は研究チームも参加者も食べているバーが試験対象の物質を含むかどうかかわからないようにデザインされている。二重盲検試験では、結果を歪める参加者の予断を排除する。

2013 年 12 月に EFSA は全ての入手可能な科学研究をレビューして完全リスク評価を行ってアスパルテームについての意見を発表した。EFSA の意見は「アスパルテームとその分解産物は現在の曝露量ではヒトが摂取して安全である」と結論した。

FSA はこの研究の結果を EFSA と共有する。

\* 報告書 : The effect of aspartame on self-reported aspartame sensitive individuals compared to controls – a double-blind randomised placebo-controlled study

<http://www.food.gov.uk/sites/default/files/aspartame-final-report.pdf>

アスパルテーム過敏症だと自己申告するヒト 48 人が参加。アスパルテームを含む/含まない二種類のシリアルバーを別々に、最低 1 週間は間隔をあけて食べて検査をしている。

アスパルテーム過敏症自己申告者 (SRAS) と対照群はベースラインレベルで若干心理学的・代謝的特徴が違ふ。SRAS はややストレスが多く、自分の感じることを考えたり報告したりすることが困難である。参加者は頭痛・気分の変化・熱い感じ・吐き気・疲労・めまい・鼻づまり・視覚の問題・チクチクする感じ・お腹が膨れる感じ・空腹・喉の渇き・幸福感・興奮について 0-100 で 4 時間に渡って 10 回ランキングした。研究者がいると影響されるのでいないところで評価し封筒に入れて封をした。

SRAS はどちらのバーでもより多くの症状を報告した。さらにどちらのバーであっても最初の場合に高いランキングをした。生化学応答にアスパルテームの有無で差はなかった。

SRAS のベースラインパラメーターは平均年齢  $50.53 \pm 16.24$ 、BMI  $30.14 \pm 5.71$ 。参加者募集で関心をもったのは 268 人の SRAS だったが、インフォームドコンセントが得られたのはたった 53 人 (21 男性, 32 女性) で、拒否の主な理由はアスパルテームを食べることへの恐怖であった。49 人の対照を選択し、途中で参加中止したヒトがいたため試験を完了したのは両群 48 人になった。

さらに 25 人（女性 20 人男性 5 人）の SRAS と対照でノセボ効果の調査を行った。この研究についてはメディアで広範に取り上げられたにもかかわらず、SRAS のヒトを 50 人募集するのに 2.5 年もかかった

結論としてはアスパルテームによる影響は観察できなかった。明確だったのは SRAS のヒトはどちらを食べても症状を多く報告する、ということである。

## 2. 地方当局向け評価ガイダンス

Guidance on evaluation for local authorities

<http://www.food.gov.uk/enforcement/enforcework/local-authority-evaluation>

法の執行に関わる役人が、執行の成功を評価し新たなアプローチを探るためのガイダンスを発表した。FSA の社会科学研究ユニットが開発したものの。

## 3. 英国複数年次全国コントロール計画の延長発表

Extension to the UK Multi-Annual National Control Plan published

27 March 2015

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2015/13748/uk-multi-annual-national-control-plan>

英国複数年次全国コントロール計画(MANCP)を 2016 年 3 月末まで延長した。

\* Multi-Annual National Control Plan for the United Kingdom

April 2013 to March 2016

(extended and updated March 2015)

<http://www.food.gov.uk/sites/default/files/multimedia/pdfs/enforcement/ukmancp-updated2014.pdf>

## 4. FSA 理事会の様子がオンラインで提供された

FSA Board meeting now available online

27 March 2015

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2015/13698/fsa-board-meeting-papers-published>

3 月 25 日の様子をオンデマンドで動画配信。

---

● 英国 NHS (National Health Service、国営保健サービス)

<http://www.nhs.uk/Pages/HomePage.aspx>

## 1. Behind the headlines : 研究がアスパルテーム過敏症に疑問を投げかける

## Research casts doubt on aspartame sensitivity

Friday March 20 2015

<http://www.nhs.uk/news/2015/03March/Pages/Research-casts-doubt-on-aspartame-sensitivity.aspx>

Mail Online が「がんと関連づけられた甘味料は安全に使用できる」と報道した。よく使われている人工甘味料アスパルテームは英国、EU、米国の食品安全規制機関から安全とされているにもかかわらず長く論争のもとになっている。一部の人たちは、自分はこの甘味料に過敏であると信じている。逸話的報告によると頭痛やお腹の不調を引き起こす。

この研究では「アスパルテーム過敏症」の 48 人にアスパルテームを含む/含まないシリアルバーを与えて症状が出るかどうかを調べた。この研究はゴールドスタンダードの二重盲検 RCT で、参加者や結果を解析するヒトはどちらも何を食べたか知らない。このことが公正でより厳密な試験にする。その結果アスパルテーム入りのバーを食べた後で報告された症状は普通のバーと比べて差がなかった。このことは一部の人たちがアスパルテーム過敏症だと信じてアスパルテームを怖がることに根拠はないだろうということを示す。しかしながらこの研究では最もアスパルテームを恐れる人たちが参加していない可能性もあり、そのような人たちがアスパルテームが症状を起こす可能性については排除できない。また長期間定期的に摂取した場合の影響についてもこの研究からはわからない。

どんな成分であっても、それに対して悪い反応が出るヒトがいらないということを確実に言うことはできない。しかしながらこの研究はそのような有害反応は害があるという認識に由来する可能性があることを示唆する。

---

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

### 1. ナノ物質の安全性はどのように確認できるのか？

How can the safety of nanomaterials be ensured?

03.03.2015

[http://www.bfr.bund.de/en/press\\_information/2015/06/how\\_can\\_the\\_safety\\_of\\_nanomaterials\\_be\\_ensured\\_-193478.html](http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2015/06/how_can_the_safety_of_nanomaterials_be_ensured_-193478.html)

ードイツ連邦リスク評価研究所(BfR)のナノ物質の安全性研究と健康評価の現状に関する「ナノ」週間ー

ナノ物質はすでに非常に多くの日用品に利用されている。その範囲は、日焼け止めのナノ粒子からガスを通さない飲料ボトルの作成用ナノクレイまで全てをカバーしている。様々なナノ技術によって作られる物質が多様なので、健康と環境への影響評価に関してこれらの物質の規則に関与する全ての人たちが直面する問題がある。「リスク評価への課題は

他の科学分野のパートナーとの協力においてのみ克服することができる」と BfR 長官 Dr. Andreas Hensel 博士は述べた。「フラウンホーファー協会との協力はよい例である：BfR とフラウンホーファー協会は化学物質と消費者の安全性の面において作業している。BfR の焦点は化学物質、製品、食品、飼料の健康評価に関するものに対して、フラウンホーファー協会の研究所は、たとえば製造技術とエコロジーの観点から、製品指向の視点を採択している。どちらの研究所もナノ物質の規制のための試験方法の開発に関する EU 研究計画 NANoREG に参加している。BfR とフラウンホーファー同盟食品チェーン管理とナノ技術の「第一回ナノ技術に関する共同シンポジウム」は 2015 年 3 月 5～6 日に開催され、この計画で得られた知見が発表された。このイベントの準備期間中の 3 月 3 日と 4 日に、専門家と参加者は BfR アカデミーが開催する「第一回リスク評価者のためのナノ技術に関する上級訓練イベント」の折に、ナノ物質のリスク評価と安全性に関する考えを交換する。このイベントは欧州で初めてのリスク評価者向けのものである。これにより、しばらく前から欧州の関係当局によって指摘されているギャップを埋められるだろう。

## 2. 2015 年 3 月 2 日の REACH 登録におけるデータの利用可能性に関するワークショップのプレゼンテーション概要

Overview of the presentations at the Workshop on data availability in REACH registrations "Mind the Gap - Data Availability in REACH Registrations" on 2 March 2015

[http://www.bfr.bund.de/en/overview\\_of\\_the\\_presentations\\_at\\_the\\_workshop\\_on\\_data\\_availability\\_in\\_reach\\_registrations\\_mind\\_the\\_gap\\_data\\_availability\\_in\\_reach\\_registrations\\_on\\_2\\_march\\_2015-193519.html](http://www.bfr.bund.de/en/overview_of_the_presentations_at_the_workshop_on_data_availability_in_reach_registrations_mind_the_gap_data_availability_in_reach_registrations_on_2_march_2015-193519.html)

プレゼン資料掲載。

## 3. オミクス法：物質のごく低用量での影響をよりよく予測するために

Omics methods: Towards a better prediction of the effects of substances at very low doses

16.03.2015

[http://www.bfr.bund.de/en/press\\_information/2015/08/omics\\_methods\\_towards\\_a\\_better\\_prediction\\_of\\_the\\_effects\\_of\\_substances\\_at\\_very\\_low\\_doses-193495.html](http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2015/08/omics_methods_towards_a_better_prediction_of_the_effects_of_substances_at_very_low_doses-193495.html)

公共および科学の議論は、最近、低濃度の物質がヒトの健康障害につながる恐れがあるかどうかという問題に焦点を合わせている。このため、様々な化学物質を用いてそのような影響をテストする研究数が増えている。たとえば、ベンゾ(a)ピレンは、低用量でも、たとえ細胞死に必要な 100 分の 1 の濃度であっても、タンパク質パターンとその後の細胞内の代謝とシグナル経路に影響する可能性が示された。これは、ヘルムホルツ環境研究センター(UFZ)、ドレスデン技術大学、BfR が行った研究結果である。様々な「オミクス」と呼ばれる技術を生かした相互に関連するシグナル経路の分析は、以前に使用されていた個々

のバイオマーカーよりも望まない影響を監視し記述するのによりふさわしいようだ。

\*Pathway and Time-Resolved Benzo[a]pyrene Toxicity on Hepa1c1c7 Cells at Toxic and Subtoxic Exposure

Stefan Kalkhof et al.,

J. Proteome Res., 2015, 14 (1), pp 164–182

<http://pubs.acs.org/doi/abs/10.1021/pr500957t>

#### 4. グリホサートに発がん性？

Does glyphosate cause cancer?

23 March 2015 (この日付はドイツ語版のもの、英語では 27 日)

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/does-glyphosate-cause-cancer.pdf>

2015 年 3 月の最近の評価で、WHO のがん専門機関である IARC がグリホサートを、ヒト試験については「限定的根拠」、動物実験では「十分な根拠」に基づき発がん性グループ 2A (おそらくヒト発がん性がある) と分類すべきと結論した。この分類は 2015 年 3 月 20 日に "Lancet" の雑誌に短報として発表された。

EU 再評価枠組みの中での有効成分グリホサートの「報告国」として、BfR はヒト健康リスク評価を担当し、グリホサートに発がん性はないと評価している。これは担当する国や欧州や WHO の JMPR を含む他の国際機関により支持されている。従って BfR は発表された短報に基づき IARC の分類にコメントを発表する。

IARC は WHO のがんの専門機関である。IARC の主な目的はがん研究における国際協力の促進である。発がんリスクの評価は独立した科学者からなる国際ワーキンググループによるもので定性的なものである。規制や基準を薦めるものではない。2015 年 3 月に 11 ヶ国の 17 人が 4 つの有機リンとグリホサートについて評価するために IARC (リヨン、フランス) で会合を開いた。ワーキンググループはグリホサートを「おそらくヒト発がん性がある」と分類した。この評価は IARC モノグラフ 112 巻として発表される。

BfR の意見では、"Lancet" の雑誌に 2015 年 3 月 20 日に発表されたグリホサートの「グループ 2A の発がん性」(おそらくヒト発がん性がある) への分類は驚きであった、なぜならば WHO の残留農薬委員会のような国際団体による評価(JMPR, 2004)や米国 EPA のような国家規制機関は別の評価、つまりグリホサートは発がん性はないと結論しているからである。残念ながら IARC の評価の根拠となった文献のデータはわからない。通常 IARC は評価会合の後で背景となったモノグラフを作るがそれがまだ公表されていないからである。従って IARC が結論を下したデータや主張の包括的科学的検討は現時点では単純に不可能である。

さらにドイツは現在行われている EU でのグリホサートの再評価の「報告国」(評価書を作る担当) である。このため「更新評価報告書」(RAR) を 2013 年に作成し 2014 年に改訂し 2015 年には再び改訂した。2013 年の報告書は EFSA により加盟国に配布され 2014 年にパブリックコメント募集を行っている。数百のコメントを考慮して改訂がなされてい

る。この報告書の毒性学と残留についての章は BfR が担当した。そのために BfR は世界中のグリホサートに関する最も包括的な毒性学的データをまとめた。このデータは多くのグリホサート製造企業が行った数百の試験と公開されている文献数千からなる。このような大量のデータがあるということがグリホサートを農薬成分としては独特のものにしている。BfR はある物質のリスク評価と毒性評価には、多かれ少なかれ恣意的に選択された研究のみによらず、全てのデータを考慮すべきと考える。

IARC からのより信頼できる情報がないため、BfR は短い Lancet の報告で言及されている知見を我々のデータの特定の研究に当てはめることを試み、そうすることによって全体を把握しようとした。

IARC のグリホサートの発がん性という新しい分類は、まず最初にヒトでの「限定的根拠」に基づく。米国、カナダ、スウェーデンの 3 つの疫学研究でグリホサート暴露と非ホジキンリンパ腫のリスク増加に統計学的関連が見られたことによる。しかしながらこの評価は同時に引用されている非常に大規模なコホート研究である「農業健康研究」や他の研究では確認されていない。グリホサート暴露がヒトでのがんの原因として関連するかどうかについての疫学研究の論文及び関連するグリホサートについての方法論的及びバイオモニタリング研究についての 2012 年以降の論文をレビューしたところ、総がんあるいは特定の部位のがんとグリホサート暴露との間に因果関係を示す正の関連が一貫して認められることはなかった。現在 BfR が EU に提出している報告書では 30 以上の疫学研究を評価し、全体としてグリホサート暴露と非ホジキンリンパ腫やその他のがんのリスク増加の間に妥当なあるいは有意な関連はないと評価された。

二つ目に IARC はグリホサート生産者から提出された動物実験の知見をグリホサートの発がん性の根拠だと指摘している。これらのデータは全て BfR のグリホサート評価で検討されていて、JMPR の結論「動物での発がん性はなく標準試験での遺伝毒性もないことから、グリホサートはヒト発がんリスクとはなりそうにない」を支持している。BfR は、BfR が妥当とみなした 11 の長期ラット・マウス試験のうちどのくらいが IARC に提出されどう評価されたのかわからない。

さらに IARC はグリホサート製剤が皮膚腫瘍を促進すると結論した。一般的に製剤を使用する試験は、製剤に含まれる成分で結果が大きく変わるので有効成分の毒性学的評価には使うべきではない。従ってマウス二段階発がんモデルに高濃度の有効成分を含む皮膚刺激性のある製剤を使用する試験の皮膚腫瘍の促進作用は、グリホサートの発がん性の根拠としてはみなされない。

IARC の発表した短い報告では、特に詳細のわからない製剤を用いた試験を評価に含めたという事実から、グリホサートの遺伝毒性の根拠を完全に吟味することはできない。

異なる情報と異なる実験データの解釈により機関の評価が異なることはリスク評価プロセスの一部である。従って BfR はモノグラフが入手できるようになったら IARC が行った分類を詳細に検討する

---

●オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所 : National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

### 1. 食品汚染物質のエピゲノム修飾影響を調べるための二つのモデルの可能性 : ゼブラフィッシュ胚と間葉幹細胞

The potential of two models to screen for epigenome modifying effects of food contaminants : Studies in zebrafish embryos and mesenchymal stem cells

2015-03-19

[http://www.rivm.nl/en/Documents\\_and\\_publications/Scientific/Reports/2015/maart/The\\_potential\\_of\\_two\\_models\\_to\\_screen\\_for\\_epigenome\\_modifying\\_effects\\_of\\_food\\_contaminants\\_Studies\\_in\\_zebrafish\\_embryos\\_and\\_mesenchymal\\_stem\\_cells](http://www.rivm.nl/en/Documents_and_publications/Scientific/Reports/2015/maart/The_potential_of_two_models_to_screen_for_epigenome_modifying_effects_of_food_contaminants_Studies_in_zebrafish_embryos_and_mesenchymal_stem_cells)

発生初期の暴露が人生の後期に影響する場合の作用機序としてエピジェネティック修飾が仮定されている。現在エピジェネティック影響を調べる試験系がないため、文献で可能性が示唆されている二つのモデルについて検討した。

一つはゼブラフィッシュ胚で、このモデルに DNA メチル化阻害剤 5-アザシチジン、ニッケル、カドミウム、ヒ素、エチルエストラジオール、ジエチルスチルベストロール、ビスフェノール A、PFOA を受精後 2 時間から 72 時間与えて DNA を抽出し、全体のメチル化の程度と座位特異的メチル化を調べた。全体のメチル化はあまり良い指標ではないが特定座位のメチル化は指標として使える可能性が示唆された。

もう一つのヒトの臍帯由来初代培養間葉幹細胞の脂肪細胞分化モデルは、細胞や実験毎に反応が多様で評価には使えないと結論した。

---

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

### 1. 銀ナノ粒子への暴露 : 知識更新

Exposure to silver nanoparticles: update of knowledge

10/03/2015

<https://www.anses.fr/en/content/exposure-silver-nanoparticles-update-knowledge>

銀ナノ粒子は、食品(添加物、食品包装、冷蔵庫内部のライナー)、生地(洋服、寝具類)、化粧品、衛生製品(歯ブラシ、ストレートヘアアイロン、殺菌剤スプレーなど)のような部門で様々な産業用途に使用されている。それらは主に抗菌性、抗真菌性の特性のため使

用されている。しかし、フランスや世界中のどこかで使われている、銀ナノ粒子を含む全ての製品リストを手に入れるのはかなり難しい。2011年に、ANSESは銀ナノ粒子への暴露についての健康及び環境リスク評価に関する知識を更新するよう公式な要請を受けた。本日発表された意見で、ANSESは銀ナノ粒子の潜在的な健康及び環境影響を観察するために行われた研究を重視したが、健康リスクが評価されるにはまだ不十分だと述べている。とはいえ、人工ナノ物質のリスク評価に関する2014年4月の意見の結論に基づき、ANSESは銀ナノ粒子を含む製品の市販はその利点がはっきり示されたものだけに制限することを推奨した。

ANSESは銀ナノ粒子の抗菌作用と耐性の可能性やその全ての暴露ルートについての新知識を含む専門的な査定を発表した。銀ナノ粒子の潜在的危険性を推定するのは今日でも難しく、最近発表された毒性研究はよく矛盾しているとANSESは強調する。実際、たとえばその生殖毒性、遺伝毒性、神経毒性の性質を判定するのは不可能である。いずれ生態毒性研究数が増えると全ての水生と陸生動物に関する生体影響（死亡率、生育阻害、遺伝毒性、繁殖毒性など）が示されるだろう。

#### ANSESの勧告

- ・物理化学的性質決定、暴露評価、毒性学及び生態毒性、抗菌性効果と耐性の評価の分野での研究を推奨
- ・銀ナノ粒子を含む製品に関するデータのトレーサビリティと消費者情報の強化。ANSESはこのトレーサビリティはR-ナノデータベースへの義務報告だけでは達成できないと強調している。

ANSESは、ナノ粒子の形状であろうとなかろうと、銀は食品サプリメントの製造に使用可能な鉱物リストに載っていないと何度も強調している。インターネットで販売されているものを含み、食品サプリメントにナノシルバーが販売されていることを考慮して、ANSESは銀ナノ粒子を含む製品の販売規制と消費者への情報提供を強化することを推奨する。

## **2. ANSESは2015年の作業の優先順位を提示**

ANSES presents its work priorities for 2015

05/03/2015

<https://www.anses.fr/en/content/anses-presents-its-work-priorities-2015>

今年、2015年7月以降発効する農薬、肥料、培地の市販認可発行に関する新任務でANSESの役割が拡大するだろう。新しい課題の中には、その分野で製品に不利益が生じた場合の迅速な対応を保障する特別な監視計画の導入がある。同時に、新製品の提供や消費パターンに直面し、ANSESは食品サプリメントの摂取、食品のアレルギー源、子供の健康に関する電磁波と関連装置の影響、殺虫剤の家庭での利用に関する日常的に役に立つ勧告を消費者と専門家に提供する努力を続ける。最後に、ANSESは、内分泌かく乱物質の評価、栄養ガイドラインの更新、抗生物質耐性対策など、公衆衛生に政府が新しく関与する際の

積極的役割を担う。それらすべてが日常生活であらゆる人に使用されるために、その話題の全てに関する専門家の評価作業、監視警戒ネットワークの動員といった新任務を ANSES は継続することを保証する。

- ・ 農薬、補助剤、肥料、培地の市販認可
- ・ 有害影響の原因となる食品サプリメントの摂取
- ・ 乳幼児のトータルダイエツスタディ
- ・ 子供の健康に関する電磁波とその関連装置の潜在的な影響
- ・ 内分泌かく乱物質
- ・ 周囲の空気や室内の空気の品質

新興脅威の兆候を見つけ出すこと、リスク評価の改善、日々の生活で役に立つ勧告を消費者と専門家に提供することが、2015年のANSESの3つの指針である。

---

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

### 1. FDA は Arctic リンゴと Innate ポテトは食べても安全と結論

FDA concludes Arctic Apples and Innate Potatoes are safe for consumption

March 20, 2015

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm439121.htm>

本日 FDA は Okanagan Specialty Fruits 社の 2 つの遺伝子組換えリンゴと J. R. Simplot Company 社の 6 つの遺伝子組換えジャガイモの評価を完了し、これらの食品は通常のものと同程度に安全で栄養があると結論した。

Okanagan 社の Granny Smith と Golden Delicious はまとめて商品名“Arctic Apples”と呼ばれるが切った後に褐色にならないよう酵素の量を減らすよう遺伝子操作してある。

Simplot の Ranger Russet, Russet Burbank および Atlantic はまとめて商品名“Innate”と呼ばれるが、ある種の酵素を減らして黒い斑点状の変色が少ないように遺伝子操作してある。さらにアスパラギンと還元糖の量を減らしてアクリルアミドができる量を減らすよう組換えている。アクリルアミドは高温調理で生じる、齧歯類に発がん性のある物質である。

遺伝子組換え植物由来食品は慣行の植物交配方法で得られた植物由来食品と、安全性を含めて同じ法的基準に従うが、FDA は市販前に自主的相談を薦めている。この相談のプロセスで Okanagan 社と Simplot 社は FDA に彼らの安全性と栄養に関する評価の要約を提出していた。

この相談には変更した分子の性質についての情報レビューや伝統的交配品種との栄養組成の比較などが含まれる。FDA の食品添加物安全性事務所の Dennis Keefe 博士は、「このようなケースバイケースの評価により、食品の安全性問題は市販前に解決されることを確

保する」と述べている。

[以下関連文書へのリンク](#)

・ 消費者向け情報

遺伝子組換え食品の安全性規制における FDA の役割

FDA's Role in Regulating Safety of GE Foods

<http://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm352067.htm>

・ Q & A

Questions & Answers on Food from Genetically Engineered Plants

<http://www.fda.gov/Food/FoodScienceResearch/Biotechnology/ucm346030.htm>

## 2. 消費者向け情報

「ラテックスフリー」に騙されないで

Don't be Misled by "Latex Free" Claims

03/24/2015

<http://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm342641.htm>

もしあなたが天然ゴムのラテックスにアレルギーがあるなら、FDA から良い知らせがある。将来医療機器などのようなものにこのアレルギーが含まれないことについての間違っ  
た情報を与えられることが減るかもしれない。偽りの保証を避けるために、FDA は製造業  
者に「ラテックスフリー」や「ラテックスを含まない」という表示を使うことを止めるよ  
う薦めている。この助言の理由は、アレルギー反応の原因となる天然ゴムのラテックス  
タンパク質を含まないことを証明できる検査法がないからである。証明する検査法がない  
のに「ラテックスフリー」と主張することは科学的に不正確で誤解を招く可能性がある。

2014年12月2日に発効されたFDAのガイダンスでは製品に天然ゴムラテックスを使用  
していないことを示したい場合には「天然ゴムラテックスでは作っていない」と表示す  
るよう薦めている。

天然ゴムラテックスはブラジルゴムの木の樹液などの植物から作られていて多くの製品  
に使用されている。絆創膏、コンドーム、医療用手袋、カテーテル、衛生ナプキン、松葉  
杖、血圧測定時のカフなど。暴露により天然ラテックスタンパク質への過敏症になるこ  
とがあり、皮膚が赤くなったり、蕁麻疹、かゆみ、呼吸困難、時にショックや死亡もあ  
り得る。医療従事者はラテックス手袋の使用機会が多いのでリスクが高い。

## 3. FDA は FSMA 履行戦略についての公聴会を開催する

FDA Holding Public Meeting on FSMA Implementation Strategy

March 23, 2015

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm438251.htm>

4月23～24日に開催予定。FSMAの中核である予防的、リスクベースの安全基準を実行  
するための現在のFDAの計画を知る機会となる。事前登録を薦める。

#### 4. 食中毒の寄与推定の改善方法についてのウェブキャスト記録公開

Now Available: Webcast Recording on Improved Method for Attributing Foodborne Illnesses

March 17, 2015

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm438349.htm>

#### 5. 公示

以下の製品には表示されていない医薬品成分が含まれる。製品の写真は各ウェブサイトを参照。

- Ultimate Boost

3-18-2015

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm438679.htm>

FDA の検査でフェノールフタレインが検出された。

- Xcel Advanced

3-18-2015

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm438727.htm>

FDA の検査でフェノールフタレインが検出された。

- Xcel

3-18-2015

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm438690.htm>

FDA の検査でフルオキセチンが検出された。

- Green Algae Combination by Crane Beauty

3-26-2015

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm440000.htm>

FDA の検査でロルカセリンが検出された。

#### 6. 警告文書

- Leroy B. Horst Jr. 3/9/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm437432.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品アンピシリン

- Peter & Dawn Erlwein 3/9/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm437435.htm>

食用として販売された子牛の残留動物用医薬品シプロフロキサシン

- Bragg Live Food 3/4/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm437839.htm>

ビネグレットソースの「ヘルシー」表示が基準を満たさない。「トランス脂肪を含まない」としているが飽和脂肪を一回分あたり 1.5g 含む、「塩を加えていない」と表示されているが製品そのものにはナトリウムを含むので「ナトリウムフリーではない」という表示が必要、「無添加」と表示してあるが食品添加物のキサンタンガムを含む、など。

- Silas C. Lawhorn 3/12/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm438227.htm>

食用に販売された乳牛の残留動物用医薬品チルミコシン

- Yamashin Company, Ltd. 3/10/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm438639.htm>

愛知県の会社の白醤油の表示が規制違反。“Kabinain T6 (Vitamin B1)”の内容物を表示していないなどの指摘。

- 
- 米国環境保護庁（EPA：Environmental Protection Agency）<http://www.epa.gov/>

### 1. EPA は塗料やコーティング除去に使用されている化合物の最終リスク評価を発表

EPA Releases Final Risk Assessment for Chemical used for Paint and Coating Removal  
03/23/2015

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/21b8983ffa5d0e4685257dd4006b85e2/87d434efbaf9ab2985257e1100706ea8!OpenDocument>

EPA は N-メチルピロリドン (NMP)の最終リスク評価を発表した。この評価では塗料やその他のコートを除去する際に大量に暴露されると妊娠女性や妊娠可能年齢の女性にリスクがあることを同定した。1日4時間以内のNMPを使用する妊娠可能年齢の女性のリスクは特殊なグローブを使うことで削減できるが、4時間以上あるいは継続して何日も使う場合にはグローブや保護マスクでは適切なリスク削減ができない。

詳細は以下より。

Assessments for TSCA Work Plan Chemicals

<http://www.epa.gov/oppt/existingchemicals/pubs/riskassess.html>

### 2. EPA は市販されているナノスケール物質について報告と記録要求を提案/EPA は既に使用されているナノスケール化合物の健康と安全性情報を収集するために初めて TSCA 権限をつかう

EPA Proposes Reporting and Record Keeping Requirements on Nanoscale Materials in

the Marketplace/For the first time the agency will use TSCA authority to collect health and safety information on nanoscale chemicals already in use

March 25, 2015

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/d0cf6618525a9efb85257359003fb69d/36465ec76a3b4efd85257e13004e8c95!OpenDocument>

EPA は市販されているナノスケール物質について報告と記録要求を提案する。その化合物の性質についての情報や生産量、製造・加工方法、使用・暴露・放出に関する情報、健康や安全性に関するデータなどを EPA に通知することになる。

詳細は以下より

Control of Nanoscale Materials under the Toxic Substances Control Act

<http://www.epa.gov/oppt/nano/>

---

● 米国連邦取引委員会 (FTC : Federal Trade Commission)

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. **FTC は Lane Lab の AdvaCAL カルシウムサプリメントを購入することでお金を失った消費者に約 955,000 ドルの返金小切手を送付している**

FTC Sending Refund Checks Totaling Nearly \$955,000 to Consumers Who Lost Money Buying Lane Labs' AdvaCAL Calcium Supplement

March 18, 2015

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2015/03/ftc-sending-refund-checks-totaling-nearly-955000-consumers-who>

FTC は今日から総額\$954,828.31 の 17606 枚の返金小切手を消費者に郵送している。

Lane Lab は AdvaCAL カルシウムサプリメントが骨密度を上げる唯一のカルシウムサプリメントで骨粗鬆症の治療に使われる処方薬より優れていると虚偽の、根拠のない宣伝をしていた。

---

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. **企業向け通知 食品部門の表示コンプライアンスを支援するウェブベースの企業向け表示ツール**

Notice to Industry - Web-based Industry Labelling Tool supports label compliance across the food sector

March 18, 2015

<http://www.inspection.gc.ca/food/labelling/food-labelling-for-industry/web-based-industry-labelling-tool/eng/1426607134157/1426616151968>

以下から入手可能。

Industry Labelling Tool

<http://www.inspection.gc.ca/food/labelling/food-labelling-for-industry/eng/1383607266489/1383607344939>

2. 食品リコール警告（アレルゲン）－表示されていないアーモンドの混入による、挽いたクミンリコール

Food Recall Warning (Allergen) - Ground Cumin recalled due to undeclared almond

March 20, 2015

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/food-recall-warnings/complete-listing/2015-03-20b/eng/1426911229505/1426911232888>

Nador Inc 社が挽いたクミンをリコールしている。製品の写真は本ウェブサイトを参照。

更新 食品リコール警告（アレルゲン）－表示されていないアーモンドの混入による、クミン含有製品リコール

Updated Food Recall Warning (Allergen) - Cumin-containing products recalled due to undeclared almond

March 22, 2015

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/food-recall-warnings/complete-listing/2015-03-22/eng/1427053021407/1427053025008>

（上記記事、March 20 の報告に追加）

Nador Inc 社が各種クミン含有製品をリコールしている。製品リストは本ウェブサイトを参照。リストに掲載された製品は多数、製品名はチリパウダー、カレーパウダー等。

- 
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局  
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)  
<http://www.foodstandards.gov.au/>

## 1. 食品基準通知

Notification Circular 04-15

24 March 2015

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/NotificationCircular04-15.aspx>

#### 意見募集

食物繊維強調表示規定実施を遅らせることについて

A1101 – Commencement of Dietary Fibre Claim Provisions

<http://www.foodstandards.gov.au/code/applications/Pages/A1101-DietaryFibreClaimProvisions.aspx>

2016年1月18日から1年遅らせて2017年1月18日にする提案について、2015年5月4日まで意見を募集する。

#### 提案破棄

食品タイプのダイエタリーサプリメントレビュー、など

---

#### ● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

#### 1. 禁止された日本食品の輸入調査

Banned Japan food imports probed

March 25, 2015

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/03/20150325\\_195257.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/03/20150325_195257.shtml)

食品安全センターは、台湾当局が禁止している日本の5つの県産の食品が台湾に違法輸入されたというメディア報道に対応している。台湾当局のウェブサイトによると、問題の食品は香港の輸入禁止対象品ではない。

2011年の福島原子力発電所事故後、センターは日本産食品の放射能検査を強化している。これまで24万検体を調べた。2011年3月23日の千葉産野菜3検体が違反だったが残りは満足できる結果であった。

人々の懸念に対応するため、センターは主要スーパーマーケットやチェーン小売店に問題の製品が香港に輸入されたかどうか照会している。もし製品が見つかったらサンプルを採取して放射能検査を行う。センターは輸入時と小売りレベルでの監視を強化して日本産食品の産地などの表示が輸入業者の記録と一致するかどうか調べる。食品安全担当官は台湾当局と連絡をとりあって事態を監視しつつ、必要であれば適切に対応する。

香港が輸入禁止にしているのは福島・茨城・栃木・千葉・群馬産の野菜・果物・乳・乳飲料・粉ミルク。野生の獣肉や肉、鶏肉、卵、水産物は日本による放射能基準適合認証が必要。

- 
- 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

### 1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

検査実査課/輸入食品政策課

- 2015.3.13.~2015.3.19.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=26927>

- 2015.3.6.~2015.3.12.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=26853>

### 2. 食用タール色素、食品中の使用量を制限する

添加物基準課 /添加物包装課 2015-03-16

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=26864&cmd=v>

ー食品添加物 24 品目改正案ー

食品医薬品安全処は、食品に使われる食用タール色素類 16 品目に対して使用できる食品と使用量を制限することを主要内容にする「食品添加物の基準及び規格」改正案を発表した。主要内容は、▲食用色素緑色 3 号など食用タール色素類 16 品目に使用量基準導入、▲酸化鉄など 2 品目の使用範囲拡大、などである。まず、国内で食品添加物として認められた食用タール色素類 16 品目の使用できる食品と使用量の基準を決めた。

\*食用タール色素類(16 品目)：食用色素緑色 3 号及びそのアルミニウムレーキ、食用色素赤色 2 号及びそのアルミニウムレーキ、食用色素赤色 3 号、食用色素赤色 40 号及びそのアルミニウムレーキ、食用色素赤色 102 号、食用色素青色 1 号及びそのアルミニウムレーキ、食用色素青色 2 号及びそのアルミニウムレーキ、食用色素黄色 4 号及びそのアルミニウムレーキ、食用色素黄色 5 号及びそのアルミニウムレーキ

我が国の国民の食用タール色素類平均摂取量は一日摂取許容量の 0.28%水準 (2013 年食薬処) で、安全量や使用禁止食品のみでは適正量以上に使われる恐れがあるため使用が可能な最大量基準を取り入れることになった。また、還元鉄を調剤油類など零・乳児食に、金箔をアイスクリーム類に使えるように使用基準を改正して国際的に安全性が確認された食品添加物の使用範囲を拡大した。

### 3. ペットボトル移行懸念の有害物質の安全なレベル

添加物包装課/添加物基準課 2015-03-16

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=26863&cmd=v>

食品医薬品安全処は、飲料用の瓶として多く使われる PET ボトルから食品に移行されうる内分泌かく乱推定物質などの溶出量を調査した結果、安全な水準であることが確認された。今回の調査は生水、飲み物、酒類などを保存・保管するのに使う PET ボトルから食品

に移行する懸念があるアンチモン、ゲルマニウム、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、ビスフェノール A、フタル酸類可塑剤などの溶出量を把握して安全管理強化方案を用意するために実施した。

※ フタル酸類可塑剤：フタル酸ジブチル、フタル酸ジベンジル、フタル酸ジエチルヘキシル、フタル酸ジ n-オクチル、フタル酸ジイソノニル、フタル酸ジイソデシル、アジピン酸ジエチルヘキシル

調査の結果、ゲルマニウム、ビスフェノール A、フタル酸類可塑剤は検出されなかった。アンチモン、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒドは保存期間、温度、日光暴露が増加するほど溶出量が増加する傾向を見せたが全て基準以内で安全な水準である。アンチモンはペットボトル製造時に使われる添加剤で、現行食品用器具及び容器・包装の溶出条件では平均 0.0006 ppm、室温(25℃)で 120 日間保管した時にも平均 0.001 ppm で低く、苛酷条件である 60℃で 120 日間保管した時にも平均 0.02 ppm 検出されたが溶出規格以下であった。

※ アンチモン溶出規格(mg/L、ppm)：0.04 以下

ホルムアルデヒド及びアセトアルデヒドは、ペットボトル製造中熱分解によって生成する物質で普通の溶出条件では不検出で問題なかった。室温(25℃)で 120 日間保管した時にもアセトアルデヒドは不検出であり、ホルムアルデヒドは平均 0.05ppm 検出された。

※ ホルムアルデヒド溶出規格(mg/L、ppm)：4 以下(2016.1.1. 施行)

※アセトアルデヒド溶出規格(mg/L、ppm)：6 以下(2016.1.1. 施行)

ホルムアルデヒドとアセトアルデヒドは苛酷な条件である 60℃の日光暴露環境で 60 日間保管した時にも平均 0.8ppm と 1.4ppm で溶出規格以下であった。

参照：ホルムアルデヒドとアセトアルデヒドは、ペットボトルに保存・保管された食品の“におい”などの品質に影響を及ぼす物質であり、管理が必要である。3月12日に溶出規格が新設され、来年1月から施行される予定である。

食薬処は、ペットボトルから食品に移行する物質の溶出水準は安全性を懸念する水準ではないが、温度、日光など保管条件と外部環境に影響を受けるので、溶出量を最小化するために、ペットボトル包装された食品を流通・保管する時には直射日光を避けて適正温度を維持するのが望ましいとした。また、ペットボトルは一回使用を目的に作られた製品で入口が狭く、きれいに洗浄・乾燥しにくく微生物汚染の可能性があるので再使用してはいけない。

#### 4. カドミウムが基準超過で検出された輸入「ワラビ」回収措置

農水産物安全課 2015-03-13

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=26857&cmd=v>

食品医薬品安全処は、ソウルの企業が販売した‘ワラビ’製品からカドミウムが基準(0.05mg/kg 以下)を超過(0.23mg/kg)して検出されたためリコールする。

- 
- シンガポール保健科学庁 (HSA : Health Science Authority)

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

#### 1. HSA は人々に対しオンラインで販売されていた強力な西洋薬成分を含む 8 つの違法健康製品について警告

HSA Alerts Public to Eight Illegal Health Products Sold Online Which Contain Potent Western Medicinal Ingredients

17 MARCH 2015

[http://www.hsa.gov.sg/content/hsa/en/News\\_Events/Press\\_Releases/2015/hsa-alerts-public-to-eight-illegal-health-products-sold-online-which-contain.html](http://www.hsa.gov.sg/content/hsa/en/News_Events/Press_Releases/2015/hsa-alerts-public-to-eight-illegal-health-products-sold-online-which-contain.html)

エネルギー強化、筋肉増強、減量用などに宣伝されていた製品。含まれていた医薬品成分はヨヒンビン、デアノール、ラウバシン、ビンポセチン、フェノールフタレイン。製品の写真は PDF ファイルを参照。

- 
- その他

#### 食品安全関係情報（食品安全委員会）から

(食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。)

- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、元宵節用食品のサンプリング検査結果を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04220070492>
- バスク州食品安全機関(ELIKA)、「公衆衛生及び中毒に関する報告書 2013 年」を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04220450508>
- 台湾衛生福利部、「容器包装入り食品の栄養強調表示遵守事項」を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04220540490>
- スペイン消費食品安全栄養庁(AECOSAN)、非包装で最終消費者に販売される食品の食品情報に関する一般規則を承認する政令 126/2015 を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04220550507>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、輸入食品の検査で不合格となった食品等を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04220690493>

#### ニューヨーク司法長官プレスリリース

A.G. Schneiderman は GNC と、重要なハーブサプリメント改革を実施する合意を発表

A.G. Schneiderman Announces Agreement With GNC To Implement Landmark Reforms For Herbal Supplements

March 30th 2015

<http://www.ag.ny.gov/press-release/ag-schneiderman-announces-agreement-gnc-implem-ent-landmark-reforms-herbal-supplements>

ニューヨーク司法長官である A.G. Schneiderman は、米国の販売業者 GNC がハーブサプリメントに関する新基準を導入するという画期的な合意について発表した。GNC は、サプリメントに使用される植物の真正性を確認するために DNA バーコーディングを使い、汚染を予防するために新しい検査法を採用し、消費者への透明性を高める。この FDA の基準を上回る改革は、司法長官による調査で多くのサプリメントが表示されている植物を含まないことが発見されたことを受けてのものである。

Schneiderman : 私は全てのハーブサプリメント製造業者と小売業者に、消費者安全性確保のために我々と協力して GNC に続くことを強く求める。現在 FDA の求めている CGMP 規制では、植物成分の代わりに合成化合物を入れることを防止できない。

\* 参考：食品安全情報（化学物質）No. 4/ 2015（2015. 02. 18）参照

【ニューヨーク司法長官プレスリリース】Schneiderman司法長官はDNA検査の結果表示されている植物が検出されなかったため主要販売業者に販売中止を要請

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2015/foodinfo201504c.pdf>

### EurekaAlert

- 農薬はミツバチのコロニー減少の単一原因ではない

Pesticides not the sole culprit in honey bee colony declines

18-Mar-2015

[http://www.eurekaalert.org/pub\\_releases/2015-03/uom-pnt031315.php](http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2015-03/uom-pnt031315.php)

Maryland 大学の研究者によるミツバチにイミダクロプリドを3年間与えた研究が PLOS ONE に3月18日発表された。冬の生存率の低下のような明確な有害影響を観察するためには最低でも通常暴露される量の4倍の殺虫剤が必要であり、20倍だとコロニーに重大な影響があった。

### ProMED-mail

- 食中毒 インド（第2報）：(アッサム), RFI

Foodborne illness - India (02): (AS), RFI

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=3265111>

Date: Sun 29 Mar 2015 Source: Times of India [edited]

プラサド（供物）の検体を調べたところ豆（grams, moong beans）にカビが生えていることが明らかになった。しかし故人の法医学検査がまだ行われていないため、カビだけでは直接の死因とはいえない。検査に送られたのは、豆と payakh あるいはライスピリンである。先週末 Nasattra で開催された宗教行事でプラサドを喫食した女性や子どもを含む500人以上が病気になった。症状は、嘔吐、吐き気、下痢、お腹の不調、脱水など。検体から

有害物質は確認されていない。

● 食中毒 ナイジェリア: (EB)キャッサバ疑い

Foodborne illness - Nigeria: (EB) cassava susp, RFI

2015-03-27

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=3258703>

Date: Tue 24 Mar 2015

Source: AllAfrica, Daily Independent report [edited]

Ebonyi 州大学の 10 人以上の学生が 2015 年 3 月 23 日キャッサバ料理を喫食して入院した。喫食後直ちに下痢をして病院に駆け込んだが、コレラのように状態は悪化した（編集者注：コレラはすぐに下痢をおこすことはない）。地方保健省の Christian Achi 博士は学生が食べた料理はハエに汚染されていた可能性があるとして述べている。この州ではここ 1 ヶ月でコレラで 6 人が死亡し、8 人が入院している。

（この記事に対して ProMED-mail のコメントとして、食べてすぐ下痢と言っていることからキャッサバのシアンを疑っていることの注記あり）

以上

---

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室